

浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 25 号

浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 24 年浜田市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。